

1 1. 特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑

[飛鳥晴山苑の理念]

【令和3年度の重点課題】

【令和3年度部門別事業計画】

1. 特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑
2. ショートステイサービス飛鳥晴山苑
〈看護部・医務室〉
〈栄養管理課〉
〈機能訓練室〉
3. デイサービスセンターあすか
4. 介護予防型リハビリデイあすか
5. ケアパートナーあすか
6. 訪問看護ステーション飛鳥晴山苑

【コンプライアンス活動計画】

【職員の健康管理】

【修繕計画】

【防災計画】

【資金収支予算書】 ※別紙参照

2021(令和3年)年度 事業計画

飛鳥晴山苑

特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑
ショートステイサービス飛鳥晴山苑(介護予防含む)
デイサービスセンターあすか(介護予防含む)
認知症対応型デイサービスセンターあすか(介護予防含む)
ケアパートナーあすか
訪問看護ステーション飛鳥晴山苑

飛鳥晴山苑の理念

- ☆ご利用者の主体性を尊重し、ご利用者が生きがいをもって生活できるよう、ご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ☆地域の社会資源として、地域と共に歩み、地域住民に愛される施設を目指します。
- ☆安全と安心をモットーに、信頼されるサービスを目指し、職員研修を通じ積極的に学び、サービスの向上に励みます。

令和2年度(2020年度)、飛鳥晴山苑の高齢者事業は新型コロナウイルス禍に晒されて、どの事業も稼働率を大きく損なうなど、苦しい事業展開を余儀なくされた。特養部門は稼働率が前年度比でほぼ前年度並み(約99%)を維持する等、さほどの落ち込みとはならなかったものの、在宅部門はショートステイが同約85%、一般型デイサービスが同約82%、認知症対応型デイサービスが約96%、訪問看護が同約89%となるなど、コロナ禍の直撃受けての大きな落ち込みとなった。とりわけ、令和2年の10月から令和3年の年初にかけてデイサービスの職員と訪問看護の職員が各1名が新型コロナウイルスの陽性となるなど、施設全体に激震が走ったが、ご利用者・ご入所者はもとより、他の職員への拡大がなかったことは幸いであった。ただ、在宅部門の稼働率が低迷した結果、令和2年度の事業活動収入は対前年度比で3%ほどの減額となった(稼働率、収入は見込み)。

いずれにしても、終息の兆しを見せないコロナ禍にあって、新年度(2021年・令和3年度)の施設運営は大変厳しいものが予想される。まず最大の課題は新型コロナウイルスの侵入を可能な限り阻止すること。仮に特養の入所者に陽性者が発生した場合には、クラスターの発生を防ぎ、陽性者の施設内での療養の可能性を担保することが特養の現下の責務と考える。その心構えをしたうえで、①特養の稼働率96%の確保に努めること ②在宅部門の稼働率の高位安定を図ること ③「オムツゼロ」、「虐待の芽チェック」「ノーリフティング介護」等、質の高い介護現場の実現に努めること ④職員の専門性を向上するための研修体制を強化すること ⑤CHASEの活用を目指し、科学的であんしん・安全な介護現場を実現するためのICT化の進行を早めること ⑥外国人を含め幅広い介護職員の採用に注力すること ⑦特養とショートステイのユニット配置を変更し、感染症対策に配慮した“ゾーニング(分離)”と互いの業務の“連携”が有機的に結合することのできる入所環境を作っていくこととしたい。

<2021年(令和3年)度の重点課題>

I. 「自立支援=オムツゼロ」をめざして

飛鳥晴山苑の特養がオムツゼロに取り組み始めて丸8年。2013年(平成25年)4月の取り組み当初、日中の時間帯のオムツ着用率は95%であったものが、2019年(令和元年)4月には21%になるなど、大きく改善されてきた。この進展に呼応するかのように、入所者の平均要介護度は2012年(平成24年)度4.3であったものが、平成25年度4.2、平成26年度4.1へ、そして2019年度(令和元年度)には4.0にまで改善されてきている。2015年度(平成27年度)から特養入所者の入所条件が厳しくなり(要介護度3以上)、しかも、新規入所者のうち、70%以上の方が要介護度4以上であれば加算の対象となるという厳しい介護報酬下にあつて、平均要介護度が少しずつ改善されているという事実は、自立支援=日中のオムツ着用率ゼロ運動の成果として特筆できる。2021年度(令和3年度)も、自立支援や排泄介助技術研修等を強化し、おむつゼロ=高齢者の尊厳ある暮らし⇒要介護度の改善を目指し、さらには持ち上げない介護(ノーリフティング介護)文化を定着させ、介護職員にかかる介護負担の軽減を目指してゆきたい。また、ショートステイ部門でも自立支援につながる機能訓練強化型ショートステイをさらに進展させること、併設されている介護予防・リハビリ特化型デイサービスや高齢者あんしんセンター(包括支援センター)と連携して、北区近隣の“今は元気な”高齢者への介護予防支援を強化する。

II. 医療・介護との連携強化

飛鳥晴山苑(高齢)では北区医師会のご協力のもと、内科医3名、精神科医1名の配置医により、特養152名、ショートステイ20名の入所者の健康管理をおこなってきた。2021年度も医療・介護の連携を密接にし、新型コロナウイルス対策はもとより、インフルエンザ・ノロウイルス等、様々な感染症予防に一層の力を注ぐ。また、新型コロナウイルス感染者の施設内での療養が可能となるような配置医との連携の強化・体制の整備にも注力したい。また、ショートステイユニットとの分離をはかることで、相互感染の障壁としたい。

III. 地域に貢献できる施設を目指して

2019年度は飛鳥晴山苑の開きスペースを利用して、近隣で暮らす自立高齢者のための体操教室の実施やお買い物支援のバスを定期運航する等、ささやかながら社会貢献の事業にも力を注いだ。ただコロナ禍で期待通りの活動が制限されたのは残念であった。2021年度(令和3年度)はこのやり残した課題にチャレンジする。

IV. 介護保険法を始めとする、各種法令にのっとりた運営を行う。

介護保険法に基づく運営を行うことはもとより、法人本部の指示のもと、各種法令の改定等に速やかに対応する。

<<特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑>>

I. ご利用者処遇に関する計画

- 新型コロナウイルスの感染を防止するための可能な予防対策に注力する。また、入所にあつてのPCR検査体制の確立、入所者の予防接種等の便宜を図る。
- 感染防止のための最新の機器を準備する。
- 夜間の時間帯、喀痰吸引の出来る介護職員を配置し、看取り体制の強化を図るなど、医療体制の充実をはかる。
- 地域の需要に応え、95%を超える稼働率確保を目指す。

- ・低稼働率状況の問題を北区担当部局と共有。改善に向け対策を検討する。
- ・退所⇒新規入所の空床期間を可能な限り短縮する。
胃瘻増設者を常時、定員の10%前後受け入れることのできる施設を目指す。
- ・入院期間が長くない様に、入院先病院・当施設看護・医務室と連携を密にする。
- 介護職員のケアプランへのかかわりを拡大、強化する。
 - ・ケアサービスの根幹であるケアマネジメントを充実させ、ご入居者個々の意志と自己決定を最大限尊重した個別ケアを実現する。
介護・看護・各種加算との整合性の取れた介護計画
- 介護職員の腰痛防止のため、持ち上げない介護＝ノーリフティング介護を定着させ、使いやすい介護機器の導入を検討する。
- リスクマネジメントを強化する。
 - ・事故対応や苦情対応の記録及びリスクマネジメントの強化。
 - ・事故の際のご家族・行政への情報のスムーズな開示。
 - ・コンプライアンスの遵守。
- ご入居者個々の人間性を尊重し、自立支援につながる介護＝おむつゼロに取り組む。
 - ・ユニットケアの特性を活かし、ご入居者個々の意志と自己決定を最大限尊重した（個別ケア）を実現できるケアサービスを提供していく。
 - ・ご入居者個々の個性や生活のリズムに沿い、また他のご入居者との人間関係を築きながら日常生活をより充実したものと感じていただけるよう支援する。
 - ・ご入居者、ご家族、職員とのつながりを今後も深め信頼関係をより一層築き上げる（家族懇談会の開催）。
 - ・おむつゼロに取り組む前提として、生活リハビリの強化、水分摂取の見直し、下剤を使わない排便コントロールに注力
 - ・歩行訓練を強化し、残存能力が活かされるようご入居者個々に応じたリハビリテーションの提供を行う。
- 「虐待の芽」チェックリストを活用し、ご入所者・ご家族が安心して生活できる豊かな介護空間の創出に力を注ぐ。
- ご入居者個々の生活の継続性を維持できる生活環境を提供する。
- ボランティアの受入、協力体制を強化する。

II. 職員体制・処遇に関する計画

- <特養の人員費率は60数パーセント、介護・看護職員比率1.8対1体制の維持>。
特養の介護職員（常勤換算）を77名とする（1ユニットに常勤介護職員を基本4.5名配置し、16ユニットで計72名。加えてフロアリーダー常勤4名、介護長1名の総計77名。夜勤者は2ユニット1名を基本とし、プラス1名を配置することで、夜勤者の休憩時間の安定確保を図る。看護師については常勤換算6名の確保を基本とする。
その他、非常勤の生活支援員・洗濯・清掃職員等の適正に配置する。
- 認定特定行為業務従事者（喀痰吸引等）認定研修受講を進める。
- 介護職員処遇改善加算を適正配分する。
- 介護職員の腰痛を防止するための施策を具体化する。（ノー・リフティング文化の構築）
- 空床が出た場合のショートステイ利用の速やかな対応に注力する。
- 技能実習生、在留資格介護取得者等、海外から介護職員の受け入れを進める。
- ショートステイと特養の一部（2ユニット）の配置を変更することによって、ショートステイ2ユニットの連携を強化し、特養との生活空間の分離（ゾーニング）をはかる。

Ⅲ. 施設整備に関する計画

- 施設内での感染症拡大を阻止するためにショートステイと特養の分離をはかることとし、その結果として特養の定員を4床増の166床に、逆にショートステイの定員は4床減の16床とする。
- 最新のAI機器を導入し、特養現場のICT化を進めることで、居室内で安全・見守りの強化を図り、合わせて介護職員の業務負担の軽減化を図る。職員の腰痛予防につながる最新の機器を導入する。
- 特養の廊下で進められている憩いのスペースづくりをさらに推進する。
- 修繕計画
外構部の植栽を整備する。電気使用量を節約するためのLED導入等を検討する。電気とガスを組み合わせた省エネハイブリッド施設を検討する。大規模修繕や施設・設備の経年劣化に備える。

Ⅳ. 年間行事計画・研修計画

<方針>

- ① おむつゼロに取り組む。
- ② ノーリフティング介護を進める。
- ③ 看取りケア研修を進める。
- ④ 認知症ケアの専門性を高める。
- ⑤ 高齢者の特性についての認識を深める。
- ⑥ 接遇マナーを共有化する。
- ⑦ 喀痰吸引等のケア研修を進める。
- ⑧ ユニットケアについての共通認識を深める。
- ⑨ 実習指導を積極的に進める。
- ⑩ 衛生管理を徹底する。
- ⑪ 部門別の原価管理を推進する。

月	行事計画	研修計画
4月		感染対策委員会（毎月） 身体拘束廃止委員会（毎月） 事故防止対策委員会
5月	端午の節句	医療的ケア安全委員会
6月	家族懇談会	褥瘡対策委員会 事故防止対策委員会
7月	七夕	医療的ケア安全委員会
8月	納涼祭	事故防止対策委員会
9月	敬老会・防災訓練	褥瘡対策委員会 医療的ケア安全委員会
10月		事故防止対策委員会
11月		医療的ケア安全委員会
12月	防災訓練・クリスマス	褥瘡対策委員会 事故防止対策委員会
1月	元旦新年祝い	医療的ケア安全委員会
2月	節分	事故防止対策委員会
3月	雛祭り・防災訓練	褥瘡対策委員会 医療的ケア安全委員会

※その他、介護力向上委員会・防火管理委員会・衛生委員会を毎月開催する。

研修においては外部研修を随時、内部研修においては後日、年間計画を立案し実施する。

V. 相談員室

●稼働率の高位安定と加算等取得による収益の増を目指す

特養飛鳥晴山苑の稼働率は数年前の95%をピークに、年々、減少傾向にあり、2020年度（令和2年度）は93%程度に落ち着く見通しである。北区の高齢者人口の変遷、特養の整備状況等、こちらの力の及ばない変化に翻弄されるという介護保険事業の脆弱さが露呈している状況だが、私どもとしてはこの状況に甘んじることなく、2021年度（令和3年度）は北区当局に対して入所調整制度の抜本的な変更を要望することとする。

また、空室⇒入所までの日数の短縮をはかり、「日常生活継続支援加算」等の取得に注力するなど、積極的な収益増を図ってゆきたい。

●ご利用者処遇に関する計画

- 1 2021年度（令和3年度）は特養の定員を162床から4床増床し、稼働率96%を目指す。ショートステイは20床から16床に減少される関係上、ベッド不足の発生が懸念されるが、特養・ショートステイ全体の定員数は変わらないし、これまで以上に特養の空床利用を進めることにより、ショートステイご希望者の不便は避けることができると考えている。その結果、入所部門全体（172名）の稼働率目標は96%とする。
- 2 空床発生時の対応
 - ・空床発生時には、ショートステイご利用者を積極的に受け入れる。
 - ・入所申込者の状態把握（実調）を、空床の有無を問わず、毎月3件実施。空床発生から2週間を目安に、新規の受け入れを行う（対処状況により、3件以上実施することもあり）
- 3 多職種連携による加算の強化
 - ・職種、部署、職員間の共通理解を形成し、多職種共同によるサービスを提供し、介護加算に対応する。
 - ・施設サービス計画及び栄養ケア計画、個別機能訓練計画等、多職種共同によるカンファレンス（アセスメント、モニタリング）の充実を図る。
- 4 事故・ヒヤリハット対策
 - ・重大事故ゼロを目指すために、事故・ヒヤリの分析を行う。また、事故が発生した場合は、その都度、検討会を開催する。防止対策事項には事故防止対策委員会で、苑全体の対策として周知を図る。対策を明確にすることで、同じ原因の事故を減少させる。
- 5 褥瘡対策
 - ・褥瘡の発生予防を医務室、栄養課、リハビリ担当者、介護職員、ケアマネ、相談員が一体となって取り組む。
- 6 身体拘束
 - ・身体拘束「ゼロ」を継続する。
 - ・スピーチロック等への問題意識を高める。
 - ・すべての部門で、高齢者虐待に繋がるケアの萌芽を繊細にチェックする。
- 7 職員のメンタルケアを含め、適切な介護が行える環境・システム作りを充実させる。
- 8 苦情対策
 - ・苦情申し立てがあった場合には、第三者委員会のご判断を仰ぎながら、速やかに対応する。
 - ・苦情について、苑全体で共有し、再発防止に努める。
- 9 協力病院との連携を密にして、7日以上入院者に対する決め細やかな対応を図る。

10 長期入院者、契約終了者による空床の迅速・スムーズなショートステイ利用の促進
(特養の空床利用目標 600 名)

●相談室業務体制

特養・ショートステイ合わせて相談員を4名、ケアマネを2名配置し、互いの連携を緊密にして、特養空床利用を円滑に進める。

ケアプラン作成における、介護職の役割を拡大、強化する。

●コンプライアンスを遵守できる体制の整備

法令・条例・通知等についての研修、就業規則等の掲示の確認

《ショートステイサービス飛鳥晴山苑》

I. 課題と計画

2021 年度上半期にショートステイの定員を 16 床とし、特養の空床利用を含めての稼働率の目標を 110%とする。そのためには、①空床情報の関係機関への常時・迅速な発信 ②緊急ショートステイの積極的な受け入れ ③医療依存度の高い利用者の積極的な受け入れ ④新規ご利用者のリピート率を上げるため、初回ご利用後にケアマネージャーとの連絡を密にし、具体的なニーズを確認する等、次回のご利用につながる努力をすること ⑤レクリエーションの充実 ⑥特養空室の積極的な活用 ⑥機能訓練強化型ショートステイご利用者の増加を図る——などに力を注ぎたい。

II. ご利用者処遇に関する計画

●ご入居者個々の人間性を尊重したケアサービスの提供

ご入居者個々の人間性をより深く理解することにより、満足度の高いケアサービスを提供するよう心がける。

- ・ご入居者に寄り添い、共に生活していく『ユニットケア』を実践する。
- ・ご家族とのつながりを重視したケア体制作りを行う
- ・食事・入浴・睡眠等、個々の生活慣習・嗜好を尊重し満足のいく生活の支援を行う。
- ・ご入居者一人一人に応じた多様なリハビリテーション・レクリエーション活動を提供する。

●いきいきとした毎日を送るための生活環境の提供

ご入居者が、『張り合いのある生活』『満足の得られる生活』を送ることを最優先とした対応を心がける。

- ・日々の日常生活の中での生きがい作り・生きがい活動の支援を行う。
- ・多様な交流の場、魅力あるイベント等の企画など、楽しみの機会の提供を行う。
- ・自立支援につながる機能訓練強化型ショートステイをさらに進展させる。

●北区との連携を強化し、緊急ショートステイ、迷子老人保護等も積極的に受け入れる。

III. 職員処遇に関する計画

特養の項参照

IV. 施設整備に関する計画

特養の項参照

V. 修繕計画

特養の項参照

VI. 具体的行事計画・研修計画

特養の項参照

VII. 相談員室

●ご利用者処遇に関する計画

1. 地域の需要に応え、特養空床の利用促進（27年度比50%増）のために、特養相談員、地域のケアマネ事務所との連携を密にする。
2. 胃瘻造設の方等、医療依存度の高いご利用者も積極的に受け入れる（全ご入居者の1割程度）。

<看護部・医務室>

I. ご利用者処遇に関する計画（健康管理）

1. 自立支援のための具体的な役割の明確化とその目標の設定

- ①ユニットより下剤調整の依頼を受けた場合、配置医に報告、円滑に処方の調整を図る。
- ②自立支援が効果的なご入所者を選定し、モデルケースとなれるよう介護職員と密接に協力する。

2. 入所面接のための聞き取り調査

- ①本人およびご家族（キーパーソンまたは後見人）と事前面接を行い記録作成。
- ②面接時の報告・記録に基づき、カンファレンスを行う。
- ③ご利用者個別の健康管理に関する基本項目の抽出と確認。

3. 入所後、一週間の健康状態の観察と把握

- ①身体的・精神的な変化はないか。施設生活に順応できているかを確認する。
- ②不適応状態があれば、医師および関係者間（家族および相談員・ケアマネージャー・介護職員等）で意見交換し対処方法を考える。

4. 介護職と連携して医療依存度の高い方を安定的に受け入れる体制の整備（胃瘻造設者を定員の10%・15名程度の受入）及び看取りの積極的な推進に力を注ぐ。

5. 日々の生活への健康管理

- ①各階担当看護師は当日ご利用者の心身状況を観察・把握しケアワーカーと協働してケアを行う。問題状況があれば上司へ報告し必要な対処をする。
- ②遅番の担当看護師は、各階を巡回しケアワーカーからご利用者の健康状況情報を受け対処する（遅番業務の見直しを検討する）。
- ③インフルエンザ、ノロウイルス等感染症の拡大阻止に最善をつくす。
- ④看取り加算への連携強化を図る。

6. 定期健康診査の実施

- ①一般健康診断（年1回）：業者委託し、実施（10月～11月頃）
- ②歯科訪問健診（年1回）：滝野川歯科医師会よりご利用者全員診査（10月～11月頃）

7. 新型コロナウイルス・インフルエンザ予防接種の施行

- ①新型コロナウイルスの予防接種を速やかに実施する。
- ②季節性インフルエンザ予防接種（10月～11月頃）
- ③タミフル等インフルエンザ薬の予防的処方を速やかに実施する。
- ④その他（必要時）

8. 日常生活健康維持の援助

- ①高齢者の健康管理について、全般的な方策を立て実践する。
- ②ケアワーカーおよびその他関連部門と連携して、日常の保健衛生および運動・生活動作・リハビリなど個々に適した指導および援助をする。

9. 継続する既往疾患、慢性疾患症状の看護

- ①担当医師の指示による身体機能障害等を補完する医療用具を用いたケアの見直し、服薬と副作用等の注意（嘱託医による定期診療の介助、服薬管理）
 - ②疾患の経過観察および異常兆候の観察
 - ③必要時、受診の手配と対応
- *緊急時は、緊急対応マニュアル（参照）に沿って対処する。

10. 新型コロナウイルス陽性者の施設内療養の体制を整備する。

- ①配置医師の協力（オンコールを含めた週7日の診療体制の構築）
- ②看護シフトの見なおし
- ③医療機器・減圧装置等の整備
- ④夜間等、必要時のオンコール体制、受診の手配

II. 感染症発生時の対応（マニュアル参照）

III. 教育・研修に関する企画と実施および苑外研修への参加

<栄養管理課>

I. ご利用者のための栄養ケアマネジメント

1. 特養の栄養マネジメント・療養食加算、ショートステイの療養食加算、通所介護事業所の栄養改善サービス加算等加算体制への正確な対応。
2. 自立支援＝おむつゼロ運動に資する栄養管理・水分摂取策の緻密化
3. 常食化推進の検討(可能な限り自分の口で、普通食を)
4. ノロウイルス等、食の安全性への信頼性の向上・強化。とりわけ、給食委託業者との衛生管理を徹底する。
5. 献立のマナー化を防ぐ。
6. 経口維持のためのサービス、療養食の見直しを進める。
7. 老朽化が進む厨房機器・配膳車等の買い替えの検討。

II. ご利用者に喜ばれる食事の提供に努める。

晴山会他事業所との連絡・連携の強化、随時メニュー、食材の検討、食事の改善についてのご利用者の要望を委託業者に伝達し、早期に改善できる体制作りに努める。

III. 給食管理

- ①行事食の実施（予定表：別紙参照）
- ②献立確認
- ③給食会議の実施
特別養護老人ホーム：第2水曜日
就労・生活支援センター：第3月曜日
- ④検食の実施
- ⑤委託会社との食事提供向上の為の会議の実施
- ⑥厨房管理（設備・道具等）

IV. お誕生日ケーキの提供

V. 食事箋・正確な食数管理

VI. 嗜好品管理

＜機能訓練室＞

I. 自立支援＝おむつゼロ運動への積極的なかわり。

残存能力を活かし、ご本人らしく楽しく過ごせるように支援する。評価、福祉用具の検討などを実施し、介護職員との連携を強めて、日常生活の改善に努める。

II. 内部研修の充実、外部研修への積極的な参加

救急救命・腰痛予防の内部研修の充実を図る。外部研修の参加により、知識、技術を獲得し、ご利用者の ADL, QOL の改善に努める。

III. シーティング、ポジショニングの検討を進め、ノーリフティング介護への支援

スライディングボード、シート、ポジショニング用クッション、車椅子など不足の備品等の整備し、介護職と協力して、ノーリフティング介護を進める。

IV. リハビリ強化型ショートステイへの協力

ショートステイ相談員・機能訓練実施者と密接に連携し、リハビリ強化型利用者の拡大を図る。

《デイサービスセンターあすか》

一般型、認知症対応型

I. ご利用者処遇に関する計画

【運営面】

- 認知症予防、自立支援に重点を置き、レクリエーションの充実、個別機能訓練などに特化したデイサービスを目指す。
- サービス提供時間の見直し。
 - ・現状の 7-8 時間・5-6 時間サービスを提供しているが、①短時間（5-6 時間）サービスが増加傾向にあること ②7-8 時間は、前後の送迎時間も含めると職員の通常の勤務時間に治まらず、会議等の時間も確保しにくい——等の問題があり、様々な支障があるため、6-7 時間サービスへの集約を検討する。
- 柔軟な受け入れ態勢
 - ・営業力を強化し、入浴、機能訓練等ご利用者のご希望にかなうサービスの充実を図る。
 - ・介護度、医療依存度の高い方を積極的に受け入れる。
- 稼働率の向上
 - ・2020 年度は 10 月、職員に新型コロナウイルスの感染者が出たため、1 週間、営業を休止。その関係もあって、一般型の 1 年間の利用率は 75%程度に低迷（前年度比 81%）。今年度はコロナ禍を克服し、例年と同程度（89%）の利用率へと改善させる。
 - ・認知症対応型についてはコロナ禍にあって（一般型と同様、10 月には 1 週間の休業を余儀なくされた）利用率は 2020 年度 60%を維持。2019 年度が 63%であったことを考えれば、大いに健闘したといえる。2021 年度は利用率 65%を目標としたい。
 - ・上記の目標達成のために、レクリエーションのバリエーション増加やボランティアの充実をはかる。
 - ・飛鳥晴山苑のホームページに空き状況の掲載や居宅介護支援事業所への営業活動を強化する。
- 特色あるメニュー、魅力のあるサービスの充実を図る。
- 認知機能の改善につながる癒しの空間演出を検討する（テラス緑化、小動物の飼育等）。

【個別面】

- ご利用者個々の人間性をより深く理解・尊重することにより、満足度の高いケアサービスを提供するよう心がける。

*モニタリング・アセスメントの充実・情報共有のシステム化

- 適切なタイミング、内容のケアを行うことにより、ご利用者の安全を図り、より深い信頼を得られるようにする。

- 食事・入浴・排泄等、個々の生活慣習・嗜好を尊重し満足のいく生活の支援を行う

*職員介護技術・洞察力・折衝力等、向上のため各種研修・マニュアルの改善・作成

- ご利用者個々に応じた多様なレクリエーション、交流の場、魅力あるイベント等の企画など、楽しみの機会の提供を行う

*定期的にクリエイティブな企画運営会議の開催

- 褥瘡、胃瘻、インスリン注射等、医療依存度の高い方の積極的な受け入れを図る。

II. 職員処遇に関する計画

1. 職員のスキルアップを計るため苑内・苑外研修を強化する。
2. 電子媒体システム（ほのぼの、送迎ソフト）の活用を進める
3. 職員間における各種情報の周知を徹底することにより、チームとして、よりまとまったケアを行い、サービスの質を向上させる。

《介護予防型リハビリデイあすか》

I. ご利用者処遇に関する計画

運動器機能向上に特化したデイサービスとして、運動器、口腔機能、生活機能の維持・向上のための目標に沿った計画的な運動プログラムを立案、実施。2021年度も引き続き『楽しくて、ためになる』デイサービスを目指し、近隣住民の介護予防・自立支援に取り組む。2020年度はコロナ禍によって若干利用率が落ちこんだが、それでも対前年度比85%を確保。2021年度は年間延べ利用者数1万1000人（2019年度1万753人）を目指す。

また、介護保険利用対象の前段階となる事業である、「おたっしや筋力アップ体操教室」「元気アップマシントレーニング教室」及び当該事業を卒業した方のための介護予防自主活動（「ひだまりフィットネス」等）の支援にも協力するなど、介護保険制度の「外側への広がり」を感じさせる事業所へと業容を拡大する。

II. 運営上の課題

延べご利用者数は2014年度約5946名、2015年度7877名、2016年度9634名、2017年度1万1240名へと右肩上がりで上昇してきたが、総合支援事業への移行が本格化した2018年度には1万1001名、2019年度には1万0753人に減少。今後もこの傾向が続くことが予想されるなか、収益増を図るため、新規ご利用者の確保はもとより、各種加算の取得、リハビリ特化型ショートステイ事業への協力体制の強化、介護予防を軸にすえた保険外サービスの可能性の検討など多様な事業運営を視野に入れる。

III. 職員処遇に関する計画

介護予防運動指導員資格取得、健康運動指導士の育成に注力し、苑内研修、外部研修に積極的に参加する等、職員のスキルアップを図ることで、トレーニング効果の向上と運動機能向上という明確な目的意識を持ったデイサービスの実現を外部にアピールする。また、ご利用者の参加意識を高めるプログラムの提供に努める。

《ケアパートナーあすか》

I. ご利用者処遇に関する計画

- ・ご利用者一人ひとりが自宅での自立した生活が送れるよう配慮したケアプラン作成に努める。
- ・介護度の重い方、医療面でのサポートを必要な方の受け入れに配慮する。
- ・介護予防につながるプラン作成に努める（介護給付対象者の受け入れ）。
- ・ケアマネ3名それぞれのケアプラン件数の目安を1月40ケース(介護予防0.5を含む)ほどとし、特定事業所加算体制を維持する。
- ・ご利用者アンケートを実施し利用者による評価を受ける、内外の研修に積極的に参加すること等により、個々のケアマネのスキルを向上させ、利用者サービスを充実させる。

II. 職員処遇に関する計画

- ・当分の間、常勤3名体制（管理者兼主任介護支援専門員1名、介護支援専門員2名）とする。
- ・内部コミュニケーションの充実を図る（居宅ケース会議の開催を継続する）。

III. 他部門・他事業所との連携を強化する

- ・飛鳥晴山苑高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）との連携を強化することはもちろん、他の地域包括・居宅介護支援事業所との連携を密接にし、互いに顔の見える関係を構築する。

* 定例会議にてケース検討等話し合い（ケアマネ会議・在宅サービス担当者会議）

* 困難ケース対応（受け入れ・支援）の相談

* ケアマネ支援講座等への参加

- ・飛鳥晴山苑の居宅部門(デイサービス、ショートステイ、訪問看護)との連携・協力体制を深める。

IV. 研修計画

北区健康福祉部介護保険課主催研修、各団体主催研修(認知症／ケアマネスキルアップ等)、地域包括主催研修、北区認定調査員研修、コンプライアンス研修、介護福祉士等、介護保険施設の職員としての専門性を高める各種研修、教育に力を注ぐ。

《訪問看護ステーション飛鳥晴山苑》

I. 運営の方針

- ② 24時間365日、療養生活と在宅看取りの支援を行う。
- ② 医療依存度の高い幼児からお年寄りまで、地域の中でその人らしく、よりよく生きることを支援する。
- ③ 訪問看護を必要としている方が必要としている時に質の高い看護サービスを提供する。
- ④ 地域ネットワークを大切にし、在宅ケアシステムの構築を図る。
- ⑤ 退院調整会議への参加。病態変化が見込まれる利用者へのスムーズな特別指示書発行体制の確立。
- ⑥ 状態に応じた訪問時間・回数 の提案
- ⑦ 飛鳥晴山苑のショートステイ利用等を視野に入れたご利用者対応。
- ⑧ 30分未満・1時間未満・1時間30分未満等の合理的な配分を考慮する。
- ⑨ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア等の加算率向上を図る。
- ⑩ 苑内他の事業所との関係を緊密にし、互に顔の見える関係性を構築する。

⑪学習会、家族介護者教室等の開催を通じて当苑のPRを積極的に行う。

II. 職員体制

- センター長 正看護師（1名）
- 正看護師（常勤換算約10名）
- 常勤OT・1名、常勤PT・2名。
- 常勤事務員1名
- 常勤看護師の安定確保が課題

<コンプライアンス活動計画>

- I. 社会福祉法人が運営する事業にとって、法令の遵守は最重要の任務であると認識し、介護保険法の設置基準、運営・人員配置の基準、加算の要件など、さまざまな法令についての学習・検討会を開催する予定である。
- II. 2021年度も引き続いて、身体拘束廃止委員会活動（年4回開催）を始め、虐待等の人権、権利擁護についての勉強会の実施（随時）、事故・苦情等への迅速な対応にも取り組んでゆく。

<職員の健康管理>

- I. 定期健康診断とインフルエンザ・新型コロナウイルスの予防接種の実施（職員健診の援助とその結果に対する適切な健康指導）
- II. 産業医と連携をとりながら、日常における保健指導とメンタルヘルスに関する健康相談の強化（ストレスチェックの実施と細やかな対応）
- III. 腰痛防止のためのノン・リフト介護の可能性を探る。

<修繕計画>

- I. 省エネ型の空調システムやLED照明等への改修の検討。数年後の大規模・中規模修繕のための引当金等の準備をする。
- II. 設備保守のため床ワックスがけ等を適時施行
- III. 運営に関する備品・設備の定期確認に伴い補修整備の施行
- IV. 省電力対策のために、東京ガス等、新電力システムの導入を図る。
- V. 敷地内緑化の推進

<防災計画>

- I. 北区消防署との連携を取り、年間数回の防災、避難訓練を実施する。
- II. 施設内に防火管理委員会を組織し、防災・避難訓練の計画、防災上のさまざまな課題について検討する。
- III. H23年3月11日の大災害の経験を踏まえ、防災拠点・2次避難場所としての役割を、絶えず明確にしておく。
- IV. 防災協定を締結した地元自治会との協力関係を深める。

<資金収支予算書>

別紙参照